

## 浦和電車区事件刑事裁判上告棄却にあたっての見解

2012年2月8日

日本鉄道労働組合連合会(JR連合)

2月6日、最高裁判所は、浦和電車区事件刑事裁判の被告らの上告を棄却し、加害者である被告7名全員を有罪とする一審判決が確定した。

この事件は、2000年12月から翌年7月にかけて、同電車区運転士の吉田光晴氏が、組合活動に不熱心であることや、JR連合の組合員と交遊したことなどを理由に、JR東労組に「組織破壊者」と規定され、分会役員などから職場で繰り返し集団的な脅迫を受けて組合を脱退させられたうえ、退職に追い込まれたものである。被害者である吉田氏の告発で、警察はJR東労組大宮地本副委員長をはじめ、加害者7名を逮捕、起訴し、刑事裁判を経て、2007年7月に東京地方裁判所は、被告7名に対して懲役2年～1年の有罪判決を言い渡した。2009年6月には東京高裁が、被告らの控訴を棄却する判決を下し、被告らの上告を受けて、今回の最高裁の判断に至ったものである。

これに対してJR総連・JR東労組は、事件発生以降、一貫して「不当弾圧」「えん罪」と主張するとともに、社員籍のある被告6名全員を懲戒解雇処分したJR東日本とも民事訴訟で全面的に争っている。しかし、裁判所も認定したように、事実関係は明らかである。この事件は決して「えん罪」などではない。組合員を守るべき労働組合が組合員を脱退、退職に追い込むなどという行為は決して許されるはずはない。被告ら本人はもとより、JR総連・JR東労組は、遅きに失したとはいえ事件を真摯に反省し、司法の判断に従うべきである。

また、JR総連・JR東労組の暴力的体質の背景には、国会でも繰り返し指摘される同労組への過激派・革マル派の浸透問題がある。浦和電車区事件は氷山の一角であり、JR東日本では、職場規律や社員間の和が乱れ、安全が脅かされる行為が公然と行われてきており、JRから革マル派を一掃しないかぎり、事件の真の解決にはならないのである。

本年2012年はJR発足25年の節目の年である。いまこそ、国鉄改革の残滓である革マル派浸透問題を解決し、真に安心・安全なJRを創りあげていかなければならない。

JR連合は、すべてのJRに民主的な労働組合と健全な労使関係を築くために、組織の総力をあげて民主化闘争の完遂にむけ全力をあげるものである。

以上